

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06 - 6208 - 9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	特定動物の飼養又は保管の許可に関する変更の許可
概要	特定動物飼養許可を受けた者が特定動物の種類と数、特定飼養施設の所在地、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項を変更しようとする時は予め市長の許可が必要です。また、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、飼養又は保管の目的、法人にあっては、役員の氏名及び住所、特定動物の管理責任者を変更した場合は、30日以内にその旨の届出が必要です。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第28条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条、第14条、第15条
審査基準	次の各号に適合していなければ、変更を許可することはできません。 1 特定動物の性質に応じて、特定動物飼養施設の構造及び規模及び特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合すること（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第17条（参考資料「特定-2」、環境省ホームページ http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F18001000001.html ）、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h180120_21.pdf ）、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_h180120_22.pdf ）
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	動物愛護相談室
提出時期	随時
提出方法	特定動物飼養・保管変更許可申請書に添付書類及び手数料を添えて、動物愛護相談室へ提出してください。
手数料	16,000円（同じ事業所で同時に2つ以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、1業種ごとに8,000円追加）
相談窓口	動物愛護相談室
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007352.html
備考	